

佐賀県医療センター好生館 エキシマレーザー 賃貸借単価契約に関する仕様書

項目番号			要件
1			エキシマレーザーについて、対象機器は株式会社フィリップス・ジャパン製の以下の機器とする。
1	1	1	エキシマレーザー血管形成装置（CVX-300-P）
1	1	2	上記1-1-1に挙げた機器の付属品も賃貸借の対象とする。
1	1	3	入札後から契約期間内においてモデルチェンジ等により、上記1-1-1に挙げた機器の納入ができなくなった場合は、当館と協議の上、後継機種を賃貸借業務の対象とすること。
2			その他、機器賃貸借に関しては、以下のとおりとする。
2	1		機器の搬入・回収について
2	1	1	当館の求めに応じて、機器の搬入、設置、試運転、賃貸借終了後の回収等を行うこと。
2	1	2	機器の搬入、設置、試運転、賃貸借終了後の回収等は貸与者の負担で行うこと。
2	1	3	機器の発注について、その様式は問わず、当館と貸与者間における協議で決定すること。
2	1	4	機器は、すぐに使用できる状態で当館の指示する場所に納品すること。
2	1	5	使用歴のある機器を再度賃貸借する場合、貸与者は感染制御の対策を徹底すること。
2	2		教育体制について
2	2	1	患者の日常生活に合わせて使用するため、当館の求めがあれば機器の取扱説明を都度行うこと。
2	2	2	機器の取扱説明は貸与者の負担で行うこと。
2	3		サービス体制について
2	3	1	賃貸借中の機器に不良が発覚した場合、当館の求めに応じて、速やかに代替機との交換等の対応を行うこと。
2	3	2	機器の通常の使用の範囲内での故障に係る修理交換の費用は、貸与者が負担するものとする。
2	3	3	貸与者は、機器製造元の定める定期点検整備項目に従って定期点検を実施することとし、点検に係る費用は、貸与者が負担するものとする。
2	4		賃貸借料の請求について
2	4	1	当月の使用実績に応じた請求を、翌月10日までに当館に対して行うこと。
2	4	2	上記2-4-1に挙げた使用実績が1月に満たない場合は、賃貸借料を日割りして請求するものとする。
3			その他
3	1	1	本契約の契約期間は令和7年5月19日から令和8年3月31日までとする。
3	1	2	本契約の期間を超えて、継続して対象機器を使用する必要がある患者について、機器の貸与者が変更となる場合は、変更前後の貸与者双方が責任をもって引継ぎを行い、患者が継続して機器を使用できる状態にし、患者及び当館が不利益を被ることがないようにすること。
3	1	3	本仕様書に記載されていない事項については、当館と貸与者の協議の上、決定するものとする。